

集積計画作成に関する Q&A (令和5年4月更新版)

林野庁森林利用課
森林集積推進室

<目次>

No. 1 ~ 21 「事務の手引」の記載例に関する事項

No. 22 ~ 26 集積計画 共通事項に関する事項

No. 27 ~ 38 集積計画 経営管理の内容(個別事項 C 欄;別添1)に関する事項

No. 39 ~ 47 集積計画 金銭の算定(個別事項 D 欄;別添2)に関する事項

No. 48 ~ 75 その他集積計画に関連する基本的事項

※括弧内の数字は令和3年2月版(旧版)の通し番号です。

No.	分類	質問	回答
1	記載例 (森林所有者)	記載例の甲(森林所有者)欄において、●●、▲▲、■■となっているが、森林所有者が異なる森林について、まとめて1つの集積計画を作成することを想定したもののか。	記載例は、森林所有者が複数いる共有林を想定し作成されているため、複数名の森林所有者が記載されています。集積計画は、森林所有者ごとに作成するものですので、●●、▲▲、■■がそれぞれ森林を所有している場合は、それぞれで集積計画を作成してください。 また、共有林の場合は、森林所有者の構成が異なるもの(例えば、●●と▲▲の共有林、●●と■■の共有林)は、たとえ一部の共有者が同一であっても、別々の集積計画とする必要があります。
2	記載例 (森林所有者)	共有者が多数に及び、森林所有者の氏名や住所の欄が狭い場合は、別紙に記載することとしてもよいか。	構いません。 、法律上定められた事項が網羅されていれば、「事務の手引」における様式に手を加えていただいて構いません。別紙を活用するほか、列幅を調整するなどし、見やすくなるよう努めてください。
3	記載例 (作成単位)	同一の所有者の森林を複数の集積計画に分けて策定することも可能か。	可能です。 運用上、集積計画は所有者単位で策定することとしていますが、例えば、経営管理権を設定する森林が多数に及ぶ場合において、森林の地理的距離が遠いものは別にする、存続期間が異なるものは別にするなど、複数に分けて策定することも可能です。 また、林小班や地番の数字順で並んでいる必要もありませんので、より見やすい計画となるよう工夫していただいて構いません。
4	記載例 (押印)	所有者に押印を求めなくても効力として問題ないのか。	令和2年12月24日付の「森林経営管理制度に係る事務の手引」の一部改正により、集積計画の様式から押印マークを削除しました。 集積計画は行政計画であり、市町村が公告することにより効力が発生するものであって、両者が押印することをもって効力が生ずるものではありません。集積計画に押印を求めずとも、森林所有者

			<p>から同意を得ていることを確認できる手段(例えば、確認書等)があれば、集積計画に押印する必要はありません。</p> <p>他方で、集積計画に同意を得たことの証として、引き続き、押印を要求することも妨げません。</p> <p>押印の見直しに関しては、同日付の事務連絡(押印省略に関するQ・A集)もご確認ください。</p>
5	記載例 (押印)	集積計画に押印する印鑑は認印でもいいのか。印鑑証明は必要ないのか。	<p>市町村が直接説明し、同意した旨の証として押印を求めるだけであれば、認印でも十分であると考えます。</p> <p>一方で、共有林など森林所有者が多数に及ぶ場合において、市町村に代わり、共有者の一部に合意形成のプロセスを協力してもらい、その一環として、印鑑をそろえるという場合など、その押印だけでは、適正な合意形成を図ったプロセスが明確にならないこと(例えば、苗字が同じである者について、共有者の一部が印影の異なる印鑑を複数用意して押印する等)が予想される場合は、印鑑証明を活用することもリスク管理になると考えます。</p> <p>このほか、署名に代替する等も検討いただいて構いません。</p>
6	記載例 (地番、林小班)	記載例の個別事項では、地番や林班、小班、地目などを記載することとなっているが、準林班や分班、施業単位などの記載はどうすべきか。	<p>記載例における小班は、森林計画制度(森林簿)において、所有者や樹種ごとに区切る最小単位となっていますが、都道府県によっては、その最小単位の表記が小班ではなく、分班や施業単位とされていることがありますので、その場合は、当該表記を記載ください。</p> <p>また同じく、都道府県によっては、準林班(林班を地形に応じて複数に分ける、イロハ...)を小班と表している場合もありますので、その場合は、その下にある最小単位を記載いただくことになります。</p>
7	記載例 (地番、林小班)	記載例では、集積計画は1筆ごとに面積等を記載することとなっているが、1筆内の一部で集積計画を作成する場合は、どのように書いたらよいか。	<p>1筆の面積を記載した上で、括弧書きで集積計画の対象とする面積を記載するほか、備考欄に注釈をつけることが考えられます。</p> <p>また、添付の図面では、1筆のうち、対象としている範囲が分かるよう明示するようにしてください。</p>
8	記載例 (地番、林小班)	筆界(地番)と林小班が少しでもずれていた場合は、地番に該当する林小班の全てを集積計画に記載しなければならぬのか。	<p>地図の精度が異なることによるずれの場合は、代表となる小班を記載いただくことで対応してください。</p> <p>なお、集積計画を定めた以降、具体的に施業を実施していくにあつては、森林法の諸規定に基づいて行うこととなりますので、地番と小班の突合はある程度できている必要があるところです(例えば、森林経営計画を作成する、森林簿を整理するなど、小班が必要になります)。</p>
9	記載例 (地番、林小班)	筆界(地番)が未確定であり、林小班との突合せが困難であるので、集積計画に地番を書かなくてもいいか。	<p>集積計画に地番情報は必要です。集積計画に定める事項については、法律第4条で定められており、「所在」、「地番」、「地目」、「面積」などは必ず記載する必要があります。法定事項については、もれなく記載するようにしてください。</p>

10	記載例 (地番、林小班)	一つの地番内に複数の林小班がある場合や、一つの林小班の中に複数の地番がある場合は、どのように集積計画を書けばよいか。	<p>一行に複数の林小班を記載することや、複数の地番を記載することも可能です。</p> <p>林小班を単位として経営管理権を設定するのであれば、林小班を単位として行を構成し、その行内に関係する地番を列記することで構いません。</p> <p>逆に、地番単位で経営管理権を設定したのであれば、地番単位で行を書き分け、その行内に複数の林小班を列記してください。</p>
11	記載例 (存続期間)	存続期間の設定について注意すべきことはあるか。	<p>所有者不明森林等の特例制度を活用する場合を除き、存続期間に上限下限はありませんが、経営管理を確保するという観点から、少なくとも5年程度は設定していただくことが望ましいと考えます。</p> <p>特に、林業経営者に再委託する場合は、林業経営者が森林経営計画を作成し、国庫補助事業を活用しながら経営管理を行うことが想定されることから、森林経営計画の認定を受けることが可能となるように存続期間を設定する必要があります。</p> <p>具体的には、森林経営計画制度運営要領(林野庁計画課長通知)において、「5年以上にわたり権利を有すること」が要件とされていることから、経営管理実施権の設定プロセスや、権利設定後に森林経営計画の認定を受けるまでの事務期間も踏まえ、5年ちょうどではなく、6年であるとか、多少の幅をもった期間とすることが必要です(集積計画の存続期間が5年では、経営管理実施権の設定までに要する事務手続きの時間を考慮すると、経営管理実施権の権利期間が5年を下回ることから、そのみでは森林経営計画を立てられないことになります)。</p> <p>他方で、存続期間を20年や30年と長期にすることで、林業経営者が将来の施業の収支等を見込めず、経営管理実施権の設定を希望しないために再委託が困難になる場合もあると聞いています。そのような場合は、20年や30年という単位で集積計画を策定した後、林業経営者への再委託は、10年だけ、であるとか、一定の期間に区切って、再委託を求めることも一案です(10年後に、再び再委託先を公募するというイメージです)。</p>
12	記載例 (存続期間)	経営管理権の始期について、年月日を指定しないで、「公告の日から」などと記載することは可能か。	<p>可能です。所有者の全部又は一部が分からなかったり、分かっても同意をとれるかどうか不確定だったりする場合、特定の期日を計画の始期として設定しても、同意取得が間に合わない、所有者不明森林等に係る特例措置の手続により始期が遅れる、といった事態になる可能性があります。このように特定の時期を始期とすることが難しい場合は、「公告の日から」としておくと柔軟に対応することが可能となります。また、この場合、終期を「公告の日から起算して●年を経過する日」などとする 것도可能です。管理しやすい期間設定となるよう、書き方を工夫していただいて構いません。</p>
13	記載例 (存続期間)	配分計画の設定ができなかった場合とできなかった場合とで、存続期間を書き分けることは可能か。	<p>集積計画の存続期間については、所有者の同意を得る際に始期と終期を明確にしておくことが望ましいと考えます。計画期間が曖昧な状態で権利設定をして、万が一、森林所有者との間でトラブルが発生した場合、市町村のリスクが高くなります。集積計画を策定する</p>

			段階で事業体の意見等も考慮したうえで、始期と終期を明確にするようにしてください。
14	記載例 (金銭の算定)	実施権の設定は行わず、市町村森林経営管理事業を実施することを前提としているので、森林所有者へ金銭を支払うことはないことから、個別事項D欄(金銭の算定方法等)の記載を省略してもよいか。	D欄(金銭の算定方法等)は、森林経営管理法第4条第2項第5号に規定に基づき、法定された記載事項であることから、省略することはできません。 市町村森林経営管理事業のみを実施する集積計画を作成する場合は、例えば、「間伐に要する経費は市町村が負担するものとする。木材の販売収益があった場合についても、市町村から森林所有者に対して、金銭の支払いは行わない」などと記載してください。
15	記載例 (共通事項)	共通事項(2)の「自己の財産と同一の注意義務」と「善管注意義務」はどのようなものか。違いは何か。	市町村が負う「自己の財産と同一の注意義務」は、例えば、市町村有林で実施する管理と同程度の水準が求められるものになります。具体的には、市町村が市町村有林において、年に1回の境界巡視、台風通過後に被害状況の確認を行っているというのであれば、それと同程度の巡視等を行う必要があります。また、市町村森林経営管理事業の実施(発注)に当たっては、市町村有林の事業で行う監督業務と同程度の水準で、事業者を監督する必要があります。 一方、実施権者が負う「善管注意義務(善良なる管理者の注意義務)」は、実施権者が森林管理を担っている職務者としての能力分だけ一段と高い水準をもって管理を求めるものです。
16	記載例 (共通事項)	共通事項(6)において、「経営管理権に関する事項は変更しないものとする」とあるが、どういう意味か。	経営管理権は、設定と取消しの規定しかなく、変更規定はありません。 そのため、経営管理権の内容について変更したい場合は、一度取消しを行った上で、新たに経営管理権を設定する必要があります。
17	記載例 (共通事項)	記載例の共通事項(7)において、「その他施設」とあるが、林業専用道や治山堰堤などは含まれるのか。	「その他施設」は、土場など一時的に設置・使用する施設を想定した記載です。 林業専用道については恒久施設であることから、新たに設置するなどの場合は、所有者と別途調整する必要があります。 また、治山堰堤を設置することも経営管理権の対象ではないため、個別に対応いただく必要があります。治山事業が大規模に及び、経営管理権で定めた経営管理が実施できない等、経営管理権を存続することが困難な場合は、取消しを検討ください。 他方で、治山事業を実施する箇所が集積計画対象森林の一部であり、全体を通して経営管理権を存続させることが可能であれば、取り消さないで実施することも可能です。
18	記載例 (共通事項)	共通事項に位置付ける条項を加除したり、記載を工夫してもよいか。	構いません。 一方、「事務の手引」の記載例は、経営管理権を設定することにつき想定され得る、市町村と所有者の間の法律関係について、慎重に検討し、作成していますので、特段の事情や考えがなければ、記載例をベースとして活用いただければと考えます。

			また、(9)や(10)の森林保険の記載を削る場合などは、例えば、(9)や(10)を引用している(6)や(7)において条ズレが生じないようにするなど、ご注意ください。
19	記載例 (別添)	別添1や別添2において、①と②の行があるが、②には何を書くのか。	一つの集積計画において、林小班ごとに別々の経営管理の内容等を定める場合に、①と②で書き分けるものです。 そのため、すべて同一の経営管理の内容等を定めるのであれば、②の行は不要です(逆に、定める内容が2以上にわたる場合は、③、④...と増やすことも可能です)。
20	記載例 (図面の添付)	集積計画に図面の添付は必須か。また、添付する図面はどのようなものが適切か。	当該森林の所在が適切に把握できる必要があることから、図面の添付は必須としています。 なお、広域が分かる図面(例えば、5万分の1、2万分の1)と詳細がわかる図面(例えば、5千分の1)の2葉を添えることが望ましいです。
21	記載例 (図面の添付)	添付する図面は何をベースに作成するといいか。	経営管理権が設定されている範囲を公示する必要があることから、地番界を基準として権利設定を行ったのであれば地番ベースで、林小班界を基準として権利設定を行ったのであれば、林小班ベースで地図を作るといいと思います。 例えば、実測をして、地番でも林小班でもない範囲で経営管理権を設定したのであれば、その旨が分かるように示してください。
22	共通事項 (損害賠償)	財源不足等により市町村森林経営管理事業を実施できない中で、災害が発生し、森林が荒廃した場合は、「乙(市町村)の責めに帰すべき事由」に該当するか。	経営管理権設定後の期間経過等によっては、該当する可能性があります。 市町村は、経営管理権を設定するにあたり、自己の財産と同一の注意義務を負うこととなりますので、例えば市町村有林で行うものと同等の管理水準が求められます。巡視等を適切に行い、災害の発生が予見されないか注視する必要があります。 また、責めに帰すべき事由(帰責事由)があるかどうかは、集積計画に定めた内容によりますので、集積計画に定めた内容の範囲の管理行為は適切に履行される必要があります。
23	共通事項 (損害賠償)	市町村は災害により損害賠償を求められる可能性はあるか。	集積計画に定められた経営管理の内容について、市町村が適切に履行していたこと(市町村に帰責事由がないこと)が説明できれば、債務不履行による損害賠償請求は想定されにくいと考えます。 他方、例えば、集積計画の対象森林の荒廃を原因として、外部に影響を与えた場合等に損害が発生し、不法行為を訴えられる可能性もありますが、その場合も、災害の発生を予見し、結果を回避していたかなどが争点となることから、少なくとも、集積計画に定めた経営管理の内容などを確実に実施していただき、リスクを最小限にとどめてもらう必要があると考えます。
24	共通事項 (立ち入り許可)	記載例の共通事項(7)において、集積計画作成後の森林への立ち入り関係の取り交わしがある一方で、集積計画を	森林法第188条において、市町村長には、市町村森林整備計画の策定や施業の勧告など、森林法の施行に必要な範囲において、立ち入りの許可が認められています。 集積計画を作成する以前に立ち入りを求める際には、森林経営管理法ではなく、森林法の当該規定を根拠法令としていただきたい

		作成する以前に、当該森林に立ち入りをしようとした場合は、どのように対処すべきか。	と思います(なお、森林経営管理法に係る事務も森林法を適正に施行するために必要なものと考えています)。
25	共通事項 (森林保険)	記載例では、市町村も実施権の設定を受けた林業経営者も森林保険に加入することが前提となっているが、森林保険への加入や復旧の取り扱いは任意か。	森林保険への加入は任意です。 なお、経営管理が必要という判断のもとで集積計画を定めていること、中長期的な権利関係を有することになることなどを踏まえ、森林保険への加入、有事への備えをご検討ください。
26	共通事項 (森林保険)	記載例において、森林保険の被保険者を森林所有者とし、保険金を代理受領するような流れをとっているが、市町村や林業経営者を被保険者として、直接保険金を受領することはできないのか。	森林保険法第4条の規定の通り、森林保険の被保険者は森林所有者しかありません。このため、記載例の通り、市町村や林業経営者は、森林所有者を被保険者として付保し、保険金を代理受領する方法しかありません。 ●森林保険法 (被保険者たる資格) 第4条 森林保険の被保険者たる資格を有する者は、森林保険の保険の目的たる森林の所有者とする。
27	経営管理の内容 (記載例)	林業経営者への再委託(実施権の設定)が前提にある集積計画なので、経営管理の内容において<経営管理実施権の設定が行われない場合>の記載を省略してもよいか。	実施権が設定されるまでの間や万が一実施権が設定できなかった場合を想定し、<経営管理実施権の設定が行われない場合>の記載は省略しないようにしてください。
28	経営管理の内容 (記載例)	経営管理権は立木の伐採等を行う権利設定であって、巡視まで請け負う必要はないのではな いか。	経営管理権は立木に係る権利であって、間伐等の森林整備を実施すればよいとの考えに立つことも可能です。しかしながら、市町村は森林所有者から委託を受けて財産の管理を担うわけですので、自己の財産と同一の注意義務を果たしつつ、管理することが求められます。このことを共通事項でも位置付けており、この水準を維持するためにも、年1回程度の巡視は行うべきと考えています。なお、この巡視は、土地そのものの管理のためではなく、森林(立木)の健全な育成を目的としたものであることについても留意願います。
29	経営管理の内容 (市町村森林経営 管理事業)	経営管理実施権が設定されない場合において、市町村が「必要に応じて」間伐を実施することとするなど、事業実施の	集積計画は経営管理の必要があって作成されるものであるため「必要に応じて」実施するという記載はなじみません。経営管理権を設定した以上、最低でも1度は施業を実施することが必要です。 また、「必要に応じて」という表現や「●回程度」という表現により、市町村が負う責務の範囲(何回の施業実施が必要だったのか)

		範囲に幅を持たせることは認められるか。	が不明確になることで、災害等が発生した際の責任問題がリスクとして潜在します。市町村が負う責務の範囲が明確となるよう、記載を検討いただく必要があります。例えば、最低すべき範囲を明示するものとして、「●回以上実施する」という書き方もあります。
30	経営管理の内容 (市町村森林経営 管理事業)	市町村が経営管理を行う場合も、経営管理実施権を設定する場合の記載例のように「全部又は一部を実施する」という書き方をしてもいいのか。	望ましくありません。 経営管理実施権を設定する場合は、市町村が委託を受けている経営管理権の範囲において、林業経営者に裁量を持たすことは可能です。一方で、集積計画は、市町村と森林所有者の間の受委託関係を明らかにするものであり、市町村が経営管理を行う場合の責務の範囲(経営管理の内容)は明らかにする必要があります。
31	経営管理の内容 (市町村森林経営 管理事業)	市町村森林経営管理事業の内容として、巡視のみもあり得るか。	経営管理権は、立木の伐採、木材の販売、造林、保育を主とした権利であり、集積計画の対象となる林小班のいずれかにおいては、伐採、造林、保育等の経営管理を実施する集積計画にさせていただくことが望ましいです。 他方、ただちに経営管理は必要ないものの、一体的な管理を目的として経営管理権を設定した天然林や施業実施済の人工林の林小班にあつては、巡視のみとすることも可能です。
32	経営管理の内容 (市町村森林経営 管理事業)	実施権の設定を見込んで集積計画を作成したが、実施権の設定に至らなかった。この場合、集積計画を取り消すことや、財源等を理由に市町村森林経営管理事業を実施しないことは認められるか。	集積計画は経営管理の必要があつて作成されるものであるため、事業を実施しないことはもちろんのこと、財源や担い手の不足により取消しを選択することは控えるべきと考えます。 財源や担い手の状況を勘案しつつ、森林経営管理制度に係る取組を進めてください。
33	経営管理の内容 (市町村森林経営 管理事業)	林業経営に適するか判断することなく、市町村森林経営管理事業を行うこととしてもよいか。その際、地元の森林組合に随意契約することとしてもよいか。	集積計画を定める際に、市町村森林経営管理事業を行うため、森林所有者に利益還元が行われない旨の了解をとりつけておけば、差し支えないと考えます。 また、市町村森林経営管理事業にあつては、実施権の設定と異なり、法令上、企画提案等の競争性のある契約とする必要はありません。各市町村が定めている契約規則等に基づき、契約手続を適正に実施してください。
34	経営管理の内容 (複層林化)	森林経営管理法第33条において、市町村森林経営管理事業では、複層林化や混交林化を進めることとされているが、どのように進めていけばいいのかわからない。	複層林化や混交林化は、集積計画の一存続期間(例えば、10年)という単位で実現できるものではないことから、目標林型を定め、その都度求められる間伐等の施業を繰り返していくほかないと考えます。 そのため、複層林化や混交林化を進める森林として位置付けたことを後年にも引き継ぐため、市町村森林整備計画のゾーニングに反映するほか、集積計画を継続して作成することで、その実現が途中で途絶えないよう努めていく必要があります。

35	経営管理の内容 (作業道の作設)	搬出間伐を実施する場合など、森林作業道を設置する必要があるが、そのことは、経営管理の内容に位置付けておく必要はないのか。	<p>森林作業道の作設については、経営管理を実施する上で必要な付帯行為として、共通事項(7)において位置付けているところです。共通事項に記載することで、経営管理の内容に特段定めることなく、自由に開設し、又は利用することが可能なものとなっています。</p> <p>なお、森林作業道の関係を共通事項として整理している背景には、経営管理権は立木に係る権利であって、森林の土地に係る権利を定めるものではないため、あくまで立木の経営管理に付帯する法律関係であるということを明らかにするためです。そのため、作業道に限らず、森林の土地に関する権利義務関係を何らか位置付ける際は、付帯するものに限って、共通事項に位置付けるようにしてください。</p>
36	経営管理の内容 (再造林)	主伐後の再造林において、鳥獣害防止施設の設置を「必要に応じて」行うものとするとか、植栽本数を柔軟に決められるようにする(例えば、1,000~3,000本/haで植栽することとする)など、幅を持たせた記載にすることは可能か。	<p>鳥獣害防止施設の設置や、植栽本数の在り方は、再造林経費の大半を決める大きな因子であることから、あまり幅を持たせてしまうと、実施権を設定する際の企画提案において、経費の算定根拠にはらつきが生じ、企画提案の順位付けに苦慮する可能性があります。</p> <p>とりわけ、鳥獣害防止施設の設置有無は、その後の確実な再造林に影響を与えるものであることから、鳥獣害が懸念される地域にあっては、必須とするようにした方が適切と考えられます。</p> <p>植栽本数については、市町村森林整備計画に適合することとした上で、企画提案時に林業経営者に提案してもらうことも一案です。</p>
37	経営管理の内容 (再造林)	経営管理実施権の設定を受けた林業経営者が主伐を実施した箇所において、自然条件などにより再造林が困難な場所があった場合は、森林経営管理法第38条の例外として、再造林を見送ることは許されるか。	<p>法律の規定上許されません。</p> <p>再造林することが困難な森林では、主伐を前提とした集積計画・配分計画を作成するべきではないと考えます。</p> <p>他方、伐採に着手してから判明するような微小なもの(例えば、局所的に表土の薄い岩石地があったなど)であれば、伐採を見送り、除地として取り扱うなど、柔軟に対応してください。</p>
38	経営管理の内容 (再造林)	森林経営管理法第38条において、経営管理実施権の設定を受けた林業経営者は主伐後の再造林を行うことが義務とされているが、萌芽更新が期待される広葉樹林でも同様か。	再造林の義務については、広葉樹林であっても同様ですので、主伐を行った場合は、再造林が必要となります。
39	金銭の算定 (見積もり)	配分計画を定めるにあたって、林業経営者から見積もりを徴取するが、実際に施業をする段階	<p>実施権の設定を受けるにあたっては、林業経営者は経営の一環として施業を実施していただく必要がありますので、赤字の補填を所有者に求めることは控えるべきです。</p> <p>また、実施権の設定を希望する者が複数いる場合にあっては、森</p>

		で、経費が掛かりましになるほか、木材価格が下落する可能性もある。そこで、林業経営者が赤字となった場合は、森林所有者に負担が生じる場合もある旨記載しておくことは可能か。	林所有者への還元額など、見積書等をもとに企画提案の順位をつけることになることから、あとになって見積書の記載と異なる金銭の授受が行われることも適切ではありませんので、一定程度は見積りの段階で固定されてしかるべきものです。 なお、例えば、経済情勢の変化等により木材価格が大幅に下落し、配分計画に定めた伐採等を実施することが困難となったときは、当面、伐採を見送ることも対応の一つと考えます(その旨を計画に記載しておく必要があります)。
40	金銭の算定 (見積もり)	見積もりの提示は、配分計画を定めるタイミングではなく、事業実施直前ではだめなのか。	企画提案の内容を審査する必要があり、配分計画を定めるまでに、必ず見積もりを徴取する必要があります。 ただし、実施権の設定を希望する者が1者であり、企画提案の内容に順位付けする必要がない場合であれば、企画提案時の見積書と大幅に変わらない範囲において、森林所有者が認める場合であれば、事業実施直前の見積書に改めて金銭の授受を行うことも検討できると思います(その旨が理解できるよう企画提案、配分計画の記載事項を工夫する必要があります)。
41	金銭の算定 (見積もり)	木材収入も経費も見積額ではなく、実費精算とすることは可能か。	可能です。 しかしながら、実施権の設定を希望する者が複数いる場合にあっては、企画提案の審査の際に、金銭の算定について順位付けすることが困難となることについて留意する必要があります。具体的には、企画提案時の見積もりと実費に乖離が生じたときは、その林業経営者を選定したことについて、市町村が説明責任を果たす必要があり、林業経営者のリスクを回避するがゆえに、市町村がリスクを負ってしまうという可能性もあることについて十分に理解してください。この点、見積書に基づいて、乙が利益を算定するという位置づけにしておくことは、市町村のリスクは非常に小さいものとなります。
42	金銭の算定 (見積もり)	見積もりは所有者ごとに作成する必要があるのか。	見積もりについては原則として所有者ごとに作成する必要があると考えますが、所有者の同意が得られれば、所有者への分配方法(面積や材積での按分等の根拠)について整理したうえで、対象森林全体としての見積もりを行うことも可能です。
43	金銭の算定 (森林所有者への支払い)	契約期間の途中に行った搬出間伐の収益金をその場で所有者に還元せず、主伐時にまとめて精算してもよいか。	可能ですので、記載例の別添3の記載を工夫してください。 ただし、搬出間伐による収益金は、森林所有者からの預り金であり、適切に会計処理を行っていただくようお願いします。また、預り金計上したとしても、森林所有者は山林所得を得ていることに変わりありませんので、当該伐採を行った年次において、山林所得に係る税負担をすることになるので、収入額の規模も加味して対応を考えるべきだと思います。
44	金銭の算定 (森林所有者への支払い)	民間事業者への再委託が叶わず、市町村森林経営管理事業を実施しようとしたところ、森林所有者は収益を上げる施	集積計画を定める際に、市町村森林経営管理事業を実施する可能性があること、その際、収益金がない場合もあることについて、森林所有者に説明し、了解いただしておくことが重要です。 森林所有者が、どうしても収益を上げて利益還元を求めれば、所有者自ら民間事業者へ経営委託することも必要であり、森

		業を望んだ場合はどう 対処するか。	林経営管理制度への理解が及ばないようであれば、集積計画を定め ないという対応もあり得るところです。 なお、森林所有者が同意した上で市町村が作成・公告した集積 計画は、行政計画という性格上、森林所有者の一方向的な意向により 取り消すことはできません。
45	金銭の算定 (森林所有者の負 担)	経営管理権を設定する にあたり、森林所有者に は全く負担を求めなくて もよいのか。	集積計画の定め方によりますが、所有者に負担を求めることも可 能です。
46	金銭の算定 (収益金の取り扱 い)	市町村森林経営管理事 業で搬出間伐を行い収 益を上げることは想定さ れるのか。また、搬出間 伐を行った場合、その収 益金を市町村のものとし 基金として積むことは 問題ないのか。	市町村森林経営管理事業は、主に林業経営に適さない森林にお いて実施されることが多いと考えられますが、事業実施段階で搬出 間伐が実施できなくなった、請負業者が木材の買い取りを提案 したなど、予想していなかったところで収益金が発生する可能性も あるところです(むしろ、市町村森林経営管理事業にあっても、可能 な限り搬出間伐を実施し、木材資源の有効活用を図りつつ、事業費 の相殺を検討することが望ましいと考えます)。 そこで、市町村森林経営管理事業を実施し、収益金を取り扱うこ とが想定されない場合にあっても、念のため、収益金の取り扱いに ついて集積計画に定めておくことが望ましいと考えます。 なお、収益金を森林所有者に還元せず、市町村の基金に積むこ とについても、当該事業に充てた公費負担を低減することになりま すので、差し支えないと考えます(この場合も収益金を森林所有者 に還元しない旨を集積計画に記載しておくことが必要です)。
47	金銭の算定 (預り金)	主伐時に保育分まで見 通した上で預り金を計 算することは困難であ る。預り金を多めに算出 することは可能か。また、 預り金に余りがでた場 合は、林業経営者が受 け取って問題ないか。	算出根拠が分かる範囲であれば、多めに預り金を計上することも 可能だと思います(例えば、変動金として●%上乘せ計算する等)。 しかしながら、預り金は字のごとく、森林所有者から預かっている 金銭であり、森林所有者に返還(精算)してもらう必要があります。
48	意向調査	集積計画を作成するこ とを前提に意向調査を 行ったが、意向調査の 結果によっては、集積計 画を定めず、森林組合 等への経営委託を斡旋 するという選択肢もあり 得るのか。	あり得ます。 地域の森林の経営管理の確保につながるのであれば、森林組合 等への斡旋など、別の仕組みも活用し、柔軟に対応いただいて構い ません。 なお、意向調査結果を林業事業体に提供する際は、事前に森林 所有者から同意を得るなど、個人情報の取り扱いに留意が必要で す。 また、情報の提供先については、公平性を担保するため、例えば、 「森林経営管理法第36条に基づき公表されている民間事業者に 等しく提供する」といった運用も考えられます。

49	森林所有者	共有林の場合、代表者等が同意していても、一人でも反対者がいれば経営管理権を設定できないのか。	<p>経営管理権の設定は関係権利者全員の同意が必要であり、一人でも反対者がいれば、設定することはできません。必要に応じて、確知所有者不同意森林の特例措置の活用を検討してください。</p> <p>一方で、一般法理に照らし、間伐等の利用・改良行為については、持分の過半でも実施することが可能と考えられることから、経営管理権の設定とは異なる手段で経営管理を進めることも可能です。例えば、協定書を作成し、当該協定に基づく森林整備を実施するという方法もあると思います。</p> <p>なお、持分の過半で実施することができるとしても、所在を知ることができる所有者と合意形成を図らない（一部の所有者を意図的に合意形成のプロセスから除外する）ということは適切ではありませんのでご注意願います。</p>
50	森林所有者	経営管理権を設定した森林所有者が亡くなった場合において、当該森林所有者の相続人が相続放棄をした場合はどうなるのか。	<p>法定相続人が複数いる場合において、その一部が相続放棄をした場合は、残りの相続人に権利が集約されるのみであり、特段の支障は生じません。</p> <p>他方で、相続人全員が放棄をした場合は、当該森林は他の放棄財産とともに、相続財産法人という一種の法人格を得て、存在することになります。この相続財産法人とは、所有権の無い財産を法律上存在させないために、放棄財産に法人格を与えた実体のない法人です。相続財産法人には、権利関係を新たに構築する権限もありませんので、経営管理権を存続させることは事実上困難となります。そのため、集積計画を取り消す必要があります（市町村が家庭裁判所に申し立てることで、相続財産管理人の選任を得ることが可能ですが、当該管理人を活用してまで、権利関係を存続させるかは判断がいくことと思われます）。</p>
51	代理	法定相続人 A,B,C の3人による共有状態となった森林について、B 及び C が代表者 A への委任を行えば、A のみの同意で集積計画を定めることは可能か。	<p>B 及び C が A へ経営管理権を設定することについて委任していることが明らか（委任状が用意されている）となれば、A のみの同意で策定することは可能です。ただし、A は委任を受けただけであり、森林所有者は A,B 及び C の3者であることに変わりないため、集積計画に記載いただく森林所有者の欄には、3者の名前を連ねていただくようお願いいたします。</p> <p>このように、あくまで集積計画の策定等に関する委任であり、所有権が A に移転されたわけではない（所有権が集約されるわけではない）ことに注意が必要です。具体的には、委任の効力は委任した側も委任を受けた側も死亡するとその効力を失いますので、B 又は C の相続人が経営管理権の継続を望まない場合は、A が一手に引き受けて設定した経営管理権であっても、当該相続人と相談の上、今後を決めていくことになります。</p> <p>委任状を取り交わすなど、経営管理権を設定する段階で、共有者間で合意形成が可能な状況なのであれば、「山林 X の所有権は A のものとする」というように、個別の相続財産について、遺産分割</p>

			を済まし、権利関係を単純化しておくことも選択肢になると思います。
52	代理	森林所有者が高齢であったり、認知症を患っている場合は、家族等が代理で集積計画の作成に同意することは認められるか。	森林経営管理法上、特段の代理を認める規定はありませんが、一般法理で考えれば、成年後見人などの法定代理人による代理であれば認められると考えられます。
53	関係権利者	登記事項証明書の権利部乙区に記載のあるどのような権利者が関係権利者に該当するのか。	<p>登記されている権利の名称ではなく、その権利が立木や土地を使用収益できる権利かどうかで判断いただくことになります。例えば、法第4条第5項に掲げるように地上権や賃借権、質権（担保物権であるが占有が移っている）等については、立木や土地の使用収益に及ぶ権利であり、関係権利者（あるいは、森林所有者）と言えます。また、電線下の森林においては、地役権が設定されている場合があります。このような場合は、地役権の内容に応じて同意取得の有無を判断していく必要があります。例えば、地役権の内容として、植栽制限がある場合、再造林を伴うような集積計画の内容であれば、地役権者の同意が必要になると考えられます。</p> <p>他方、担保物権のうち、抵当権や先取特権（占有が移っていない）については、ただちに立木や土地の使用収益に影響する権利ではないため、関係権利者に該当しません。ただし、関係権利者として集積計画を作成する過程で同意を得なくてもよいとしたとしても、経営管理権に基づき、立木を伐採し、木材を販売する行為にあっては、その不動産の担保価値に影響を及ぼすため、最終的には同意を得ておくことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、登記順位の保全のために行われている仮登記が本登記されずに残っている場合や、債務の弁済が完了（あるいは、時効消滅）しているものの、担保物件等が抹消されずに残っている場合もありますので、それらの取り扱いには留意が必要です</p>
54	関係権利者	集積計画を定める場合は、関係権利者全員の同意を得ることとされている（法第4条第5項）が、森林所有者からの情報や、登記簿情報からその所在を把握できなかった場合はどうなるのか。	<p>関係権利者の所在が分からず、全員の同意を得ることが困難であれば、集積計画を作成することはできません（森林所有者の場合と異なり、特例措置が講じられているわけではありません）。</p> <p>そもそも、所在が不明となっている者が、あらためて、その森林について使用収益を開始することは想定されるのかどうかも勘案した上で、その権利関係の整理（例えば、登記の抹消手続き等）も必要と考えます。</p>
55	対象森林	森林経営管理制度の対象とならない森林はあるか。	森林経営管理法上、森林法第5条に規定する民有林全般を対象としていますが、森林を所有する者の性格上、生産森林組合、市町村有林、公社や森林整備センターとの分収林などは対象とはなり得ないと考えます。

			<p>また、財産区については、いわゆる集落有林(一種の共有林のようなもの)であれば、制度の対象とすることも検討できます。</p> <p>そのほか、造林未済地についても、モラルハザードの観点から対象とすべきではないと考えます。</p>
56	対象森林	<p>当面は施業が必要な小班ではないが、集積計画を定めたいと思っている小班と同一の森林所有者であり、また、一体的に管理することが可能なのであれば、併せて集積計画の対象としてもよいか。</p>	<p>構いません。</p> <p>間伐等の直接的な施業の必要がなくても、作業道の取り付け等で使用する可能性があるのであれば、積極的に加えることも一案です。</p> <p>なお、集積計画を定める場合は、本体の部分と経営管理の内容(記載例の別添1等)を書き分ける(巡視のみを行う等を記載する)ようにしてください。</p>
57	対象森林	<p>造林未済地は森林経営管理制度の対象とすべきではないとのことだが、植栽した直後の森林についてはどう取り扱うべきか。</p>	<p>植栽したにもかかわらず、止むを得ない事情等により森林所有者がその後の保育を適切に行うことが困難な状態にあり、成林が見込めないようであれば、森林経営管理制度の対象とすることも可能と考えます。</p> <p>しかしながら、植栽した直後の森林は、その時点では経営管理が行われている森林であり、市町村が経営管理権を設定する必要性も低いこと、主伐を実施した場合、植栽のみならず下刈り等の作業が必要となることは自明であること等、他の森林所有者等の理解が得られるのかも含め、慎重に判断願います。</p>
58	申出	<p>森林所有者から集積計画を定めるべき旨を申出する場合、提出書類を簡素化することはできないのか。</p>	<p>法律に定めるとおり、関係権利者全員の同意を得た上で集積計画を作成すれば問題がないので、関係権利者全員を把握する上で市町村が必要ないと判断できるものについては、提出書類から外しても構いません。</p> <p>例えば、市町村が市町村内部で利用できる情報や公用請求で入手できるものであれば、森林所有者の負担軽減として、市町村が代理で書類を揃えるという判断もあるかもしれません。</p> <p>他方、関係権利者が何人に及ぶかは森林所有者にしか分からないものであり、市町村の調査をもって全員とすることはリスクを伴います。森林所有者に協力を求めて、権利関係を整理することが望ましいと考えます。</p>
59	市町村森林整備計画	<p>市町村森林経営管理事業を実施する箇所は、市町村森林整備計画において複層林施業や長伐期施業を推進すべき森林にゾーニングされているところに限定されるのか。</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林等に限るものではなく、木材生産機能維持増進森林などでも実施して構いません。</p> <p>なお、計画と施業の方針の整合性が取れていることが望ましく、施業方針の継続性を担保するという観点からも、市町村森林整備計画を見直すタイミングで、市町村森林経営管理事業を行う(行った)箇所のゾーニングを変更した方が望ましいと考えます。</p>

60	伐採届	市町村森林経営管理事業で市町村が行う伐採等について、森林経営計画に基づく場合のように「伐採及び伐採後の造林の届出」を事後届出にすることはできないか。	<p>できません。</p> <p>集積計画は、経営管理の内容を定めるものの、具体的な伐採時期や伐採量など森林施業に関して網羅的に記載されたものではなく、森林計画制度上、事前の手続きを要するものと取り扱います。</p> <p>なお、市町村森林経営管理事業を行う箇所を森林経営計画に編入することで、事後届出とすることは可能です。</p>
61	存続期間中の開発	存続期間中に森林所有者が開発行為を行った場合、罰則を科すことはできるか。	<p>森林経営管理制度上、仮に存続期間中に開発行為を行ったとしても、これを罰することはできません。しかしながら、共通事項に「存続期間中には開発行為を行わないこと」を定めた上で、費用負担の部分に「存続期間中に開発が行われた場合、費用を所有者負担とする」などの記載を行うことにより、存続期間中における開発については、防止することはできると考えます。</p>
62	存続期間満了後	市町村森林経営管理事業において公的資金を投じたにも関わらず、経営管理権の存続期間満了後に森林所有者が皆伐を実施し、収益を上げた場合、その収益をどう取り扱うべきか。また、皆伐を禁止する方法はないか。	<p>経営管理権の存続期間が満了した森林について、満了後に当該森林で実施された施業に係る収益金は森林所有者のものになりません。</p> <p>また、存続期間が満了している以上、市町村と森林所有者との間に法的な関係は有しないこととなることから、皆伐を禁止させることはできません。</p> <p>そのため、当該森林について、皆伐の実施が不相当と判断される場合は、存続期間を長期間に設定するほか、存続期間満了後にあらためて集積計画を策定（継続）することや別途協定を締結すること等をお勧めします。</p> <p>なお、市町村森林経営管理事業を実施するとともに、市町村森林整備計画のゾーニングを見直すほか、保安林に指定するなどして、一定程度の施業要件を課すことも一案と考えます。</p>
63	実施権の設定	森林所有者がある民間事業者への再委託を望まない場合、その事業者を除いた上で、企画提案を求めてもよいか。	<p>実施権の設定は、市町村が公平・公正な観点で行う必要があり、特定の事業者を除いて企画提案を行うことはできません。また、本来、森林所有者は市町村に経営管理を委託している立場であり、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を選択することはできません。</p> <p>森林所有者にはその旨理解いただくとともに、万が一、トラブルとなり兼ねない場合は、集積計画の作成自体控えるべきと考えます。</p>
64	実施権の設定	企画提案時に切捨間伐としていた箇所について、配分計画作成時に搬出間伐とすることは可能か。	<p>企画提案時に民間事業者を選定した理由と齟齬がなければ問題ないものと考えます。その際、民間事業者には搬出間伐への変更箇所の見積書を提出させましょう。</p> <p>一方で、当該民間事業者を選定した理由が覆るような内容の場合（例えば、還元額が当初より減となる等）は、再度、企画提案を実施すべきと考えます。</p>
65	実施権の設定	実施権の設定を受ける意欲と能力のある林業	<p>できません。</p>

		経営者 A が、主伐後の植栽等を別の林業経営者 B に委任し、B が当該森林を森林経営計画に取り込むことはできるか。	森林経営計画制度運営要領2(1)キに記載があるとおり、実施権の設定を受けた者(A)は、森林経営計画の認定請求の資格がありますが、一部の業務を担う者(B)は資格を有しません。 したがって、実施権の設定を受けた者(A)が森林経営計画を作成することになります(再委託した場合、請求資格を有するのは林業経営者 A のみ)。
66	森林経営計画	経営管理実施権に基づいて、林業経営者が森林経営計画を作成するとした場合、あらかじめ、森林所有者と受委託契約を締結する必要があるか。	経営管理実施権の存続期間が、森林経営計画の一計画期間(5年)を超えている場合であれば、締結する必要はありません。受委託契約書に替えて、配分計画の写しを添付し、森林経営計画の認定を申請することが可能です。 なお、存続期間が5年に満たない場合は、森林経営計画の認定を申請するまでに別途受委託契約等を締結する必要があります(途中で継ぎ足すことは認められませんので、あらかじめ締結しておくよう注意してください)。
67	森林経営計画	既に森林経営計画が立てられている区域について、実際には施業が行われていない状況になっている。このような区域で集積計画を策定することは可能か。	仮に、森林経営計画に入っている区域であっても、施業をする見込みがなく、市町村が必要かつ適当と認める場合には、森林経営計画の作成者と調整の上、集積計画を策定することが可能です。
68	森林経営計画	実施権者が森林経営計画を立てない場合、造林補助を受けることはできるのか。	実施権者は森林経営計画を策定せずとも、配分計画をもって、査定回数170の造林補助を活用することができますが、森林経営計画の対象森林にするよう努める必要があります(「森林環境保全整備事業実施要領の運用」1(16)ウ「当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努める」)。
69	森林経営計画	市町村経営管理事業を行うこととなるが、当該森林を森林経営計画に取り込んで、造林補助事業により間伐等を実施することは可能か。	市町村森林経営管理事業であっても、森林経営計画を作成し、造林補助事業により間伐を実施することは可能です。 なお、市町村森林経営管理事業の場合、基本的には森林環境譲与税を財源とすることを想定しています。
70	取消し	集積計画を作成した後、森林所有者から取消しの申出があった場合、取り消すことは可能か。また、森林所有者と市町村がそれぞれの合意により集積計画を取り消す場合、取消しの公告の根拠はどうなるのか。	森林経営管理法では、森林所有者からの申出に基づく集積計画の取消しについては、規定されておませんが、両者の合意があれば、取り消しは可能です。 一方で、集積計画は市町村が当該森林の経営管理を行う必要がある場合に策定するものであり、その取消しにあたっては、すでに市町村が予定した経営管理を実施した後等、集積計画を取り消すことが適当と市町村が認める必要があります。このため、市町村においては、取消しが適当と認める何らかの基準をもって判断いただくようにしてください。

			また、取消しを行う際には法第9条に準じ、公告、通知等の手続きを行ってください(事務の手引きP49参照)。
71	取消し	森林の売買が原因で集積計画を取り消すこととなった場合、間伐等の実施に要した費用に相当する額を賠償金として請求することは可能か。	集積計画において、「市町村森林経営管理事業を実施した後に、森林所有者が希望し、集積計画を取り消した場合にあっては、当該事業に要した費用に相当する額を賠償金として請求することができる」という取り決めを交わすことで対応可能かと思えます。 なお、経営管理権は、新たに所有者となった者にも承継される権利であり、単なる森林の売買を契機に取消しするものではありません。森林所有者は権利移転や新たな権利設定を行う際は、事前に市町村に通知することとされていますので、その際にその後の方針について十分に協議してください。
72	取消し	実施権の設定を受けている最中に、実施権者が都道府県が公表する民間事業者のリストから外れた場合、当該事由は、実施権の取消し事由に該当するか。	公表されなくなった理由を踏まえて対応を検討すべきと考えます。 例えば、公表されなくなった理由が実施権の継続に直ちに影響しないものであれば、取消しする必要はないと考えます。 一方で、森林経営管理法第40条に掲げる通り、実施権の設定を受けた林業経営者の経理状況の悪化や、所有者への収益還元が適正に行われていない、不正が行われた等の理由がある場合は、実施権を取り消すとともに、別の民間事業者への再委託も検討すべきと考えます。
73	取消し	実施権の設定を受けている最中に、森林所有者から「自ら管理したいので集積計画を取り消してほしい」との申出があった。市町村としては取り消して良いと考えているが、取消しは可能か。	森林所有者、実施権を受けている民間事業者、市町村の三者が同意すれば取消しが可能です。この場合、取消しが適当と認める何らかの基準をもって判断してください。
74	取消し	法第8条第3項に記載のある「農林水産省令で定める要件」とは何か。	現時点で、法第8条第3項の「農林水産省令で定める要件」については定められていません。法第8条については、そもそも計画が適法に作成されていなかったり、森林所有者が森林に係る権原を有しなくなり、経営管理権に同意するべき者ではなくなったときなどに市町村が一方的に取り消すことができることを明らかにしたものです。 今後、このほかの事情により市町村が取消しを行うべき状況が一定程度発生する場合には、当該状況に応じた要件を定める考えです。
75	所有者探索	所有者の探索に当たっては地元での聞き込みや現地に出入りする人物の把握などを行う必要があるのか。	地元における悉皆的な聞き込みや出入りする人物の把握などは不要であり、林地台帳等の市町村が有する情報及び戸籍謄本等の公的書類から森林所有者を確知できなかった場合は、所有者不明森林として扱って差支えありません。